

非静止衛星通信システムに関する電波法関係審査基準の一部改正案に対する意見

該当箇所	意見
別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準 第3 衛星関係 1 システム別審査基準	・ 非静止衛星通信システムから日本の衛星放送に対する有害な干渉・受信障害が疑われる際には、国民視聴者の放送受信を保護する観点から、総務省が関係機関に積極的な照会等を行ったうえで、問題解決に向けた原因究明を行い、所要の対策を速やかに講じる必要があります。